

れいほく事務だより

嶺北地域学校事務支援室
令和3年度 No.1



嶺北地域では、平成21年度から4つの教育委員会が協定書を結び、嶺北中学校が拠点校となり、「学校事務の共同実施」を行っています。
この「れいほく事務だより」は、大豊町・本山町・土佐町・大川村で情報共有をしながら、先生方に知っていただきたい情報を今年度も発信していきたいと思っています。

学校事務の共同実施に係る取組の紹介

Pick Up!

◆ 学校事務に関する企画・検討

次のような事務が学校で円滑に進むために取り組んでいます。

- ・ 給与や旅費に関する事務
- ・ 児童生徒に関する事務
- ・ 服務に関する事務 など

◆ 嶺北事務計画及び取扱マニュアルの更新と充実

事務に関する取扱や記載例等について、更新や見直しを行いより充実した内容となるよう取り組んでいます。

◆ 実務研修の実施

事務職員の職業能力向上のため「服務」「給与」「文書」等、実務を中心とした研修を実施しています。

◆ 「学校事務に関する校内研修」の実施

教育活動が円滑に行われることを目的に取り組んでいます。

嶺北地域全体で

各町村で

◆ 相互確認

給与や服務の書類等の相互確認をして実務レベルを高めています。

◆ 若年事務職員への訪問支援 など

➤ 手続きを忘れていませんか？ 注目！

○ 共済組合員証（保険証）の手続き（裏面も参照）

卒業、就職等で被扶養者の認定に係る要件が変更になった場合、取り消しや認定種別切り替えなどの手続きが必要です。

- ・ 就職（アルバイトやパートの所得オーバーも該当します。）
- ・ 扶養手当は出なくなったが、引き続き扶養する場合
- ・ 転居した場合

毎年7/1に、手当の認定情報の確認を行います。

○ 諸手当の届出の手続き

【扶養手当】

支給要件の収入などが130万円を超えてませんか。
※月額108,333円を超える収入がある場合注意！
アルバイト収入も該当します。

【通勤手当】

ETCの利用者は、通行料金の変更や車種の変更がありませんか。

【住居手当】

家賃額が改定になっていませんか。 など

月に1回程度、嶺北中学校で9人の事務職員が勤務しています。

（事務職員が不在になりますが、よろしくお願いします。）



裏面もあります。（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等のサービスの取扱いについて）

Pick Up!

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等のサービスの取扱いについて（※）

※ここに記載している内容は、県立学校の教職員の取扱いです。
サービスの取扱いについては、サービス監督権者であるお勤め先の教育委員会により異なりますので、各校において必ず確認してください。

※以下、通知を一部抜粋・加工しています。

1 教職員がワクチン接種を受ける場合の取扱い

- （1） ワクチン接種に要する時間（ワクチン接種を受けるために要する往復時間を含む。）について、公務の運営に支障のない範囲内において職務専念義務を免除する。
- （2） （1）の承認に当たって、接種日時等の確認書類までは求めない。

2 ワクチン接種に伴う副反応が生じた場合（疑われる場合を含む。）の取扱い

- （1） 発熱等の風邪症状が見られる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、ワクチン接種による副反応かどうかにかかわらず「出勤困難休暇」（特別休暇）として承認して差し支えない。
- （2） （1の「発熱等の風邪症状」）に加え、ワクチン接種と関連が高いと認められる症状（副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含む。）により療養する必要がある、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合は、その必要最小限度の期間において職務専念義務を免除することができる。
- （3） （1）及び（2）の承認に当たって、副反応によることの証明まで求めないこと。
また、年次有給休暇や病気休暇の取得を妨げるものではない。

3 適用日

この取扱いは、令和3年6月3日から適用する。

4 その他

職務専念義務を免除する時間に発生する事故については、公務災害の対象とならないこと。

（参考）利用できる制度

	ワクチン接種	副反応	
		発熱等の風邪症状 (発熱、頭痛、倦怠感等)	負傷又は疾病
職務専念義務の免除	○	○	○
出勤困難休暇	—	○ ※	×

※ 出勤困難休暇の承認を受けた場合は、職務専念義務の免除の手続きは必要ないこと。

公立学校共済組合

本人を含め、家族の状況について今一度確認をしましょう！

【本人について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（本人）

【被扶養者について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
就職した場合	認定の「取消」申告	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○就職先の保険証の写しなど
22歳の年度末を迎え、給与上の扶養親族でなくなったが、引き続き扶養する場合	「認定種別切替」の申告（一般→特別）	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○認定種別切替時の添付書類 ・扶養理由説明書 ・所得証明書 など
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（被扶養者）

事実発生から30日以内に届ける必要があります。

◆新規認定の場合は、遡って認定されません。

◆取消の場合は、遡って取消をされます。（医療費の戻入が発生する場合があります。）